

神栖市空家等対策計画（素案）に対するパブリック・コメント（意見募集）結果

平成 29 年 2 月 24 日（金）
神栖市 生活環境部 防災安全課

< パブリック・コメントの実施概要 >

神栖市空家等対策計画（素案）に対するパブリック・コメントを、以下のとおり実施しました。

公表日	平成 29 年 1 月 11 日（水）
意見募集期間	平成 29 年 1 月 11 日（水）～2 月 10 日（金）
対象者	神栖市内に在住・在勤・在学及び利害関係者
公表資料	神栖市空家等対策計画（案）
閲覧場所	本庁舎（防災安全課）、波崎総合支所（市民生活課）、中央公民館、若松公民館、矢田部公民館、平泉コミュニティセンター、大野原コミュニティセンター、うずもコミュニティセンター、市ホームページ
意見提出数	2 件

< パブリック・コメントの集計結果 >

パブリック・コメントで寄せられた意見の集計及び意見に対する神栖市の考えは、次ページ以降に記載する表のとおりです。

番号	頁	意 見	神栖市の考え（案）
1	P.22	（１）空家等の適切な管理の促進①空家等の予防の項で、様々な予防対策を講じようとしていますが、第２章の「空家等と後期高齢者の関係」のグラフから後期高齢者と空家の関係性が明確であり、空家等が将来増加することが考えられます。 将来の空家等の発生予防の対策のために、後期高齢者に対して積極的かつ親切的対応・対策が必要と考えます。 個人の問題でもあり直接行政が関わることは難しいものと思いますが、第三者や事業者の協力を得て取り進めることが必要なのではないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。ご指摘の件につきましては、専門家団体等と連携し、幅広い年代の方々をサポートできる体制づくりに取組んでいきます。
2	P27	神栖市内の空家等を格安で購入できるように出来ないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。空家等の所有権は神栖市ではなく所有者等にあるので、賃貸・売買の価格は、所有者等が決めることとなります。
3	P27	・神栖市空家物件を神栖市役所で申し込み、閲覧できるように出来ないでしょうか。 ・神栖市内の空家物件の閲覧場所を神栖市役所もしくは神栖市のホームページ上に限定できないでしょうか。	ご意見ありがとうございます。神栖市では、空家等の需要と供給のマッチングを図るため、空家物件情報の申し込み・閲覧ができる空家バンク等の整備を検討していきます。空家物件情報は、多くの方々に閲覧していただく事で問題の解決に繋がっていくと考えられますので、ホームページ等で広く発信を行う体制が不可欠であると考えております。
4	P29	（１）各主体の役割「主体別の責務及び役割」の表で、それぞれの役割が示しており、「市の責務」の項で、市民等から受けた空家等の情報を適切に管理することが述べられていますが、空家等の管理状況または対応の進捗状況等について（市民から情報開示の要望が合った場合又は必要性により）市民への情報開示を行うことも市の責務として明記はできないものではないでしょうか。個人情報保護のために制限があると思いますが、周辺住民にとっては知りたいものであると考えます。	ご意見ありがとうございます。空家問題は個人情報扱うという観点から、情報の公開につきましても慎重な対応が求められていると考えております。情報開示につきましては、開示すべき情報の見定めや方法等を今後の検討課題とさせていただきます。
5	P34	この計画に行程表はありません。「適切な管理の促進に関する目標」及び「活用の促進に関する目標」の項について、今後は数値目標を掲げる場合もあり得ると思いますが、PDCAをしっかりと回し効果的な空家等の対策を実施して頂きたいと思います。	ご要望ありがとうございます。ご指摘に留意し、施策を推進して参ります。

